

3 賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制の見直し

本制度について、次の見直しが行われました。

- 1 全法人向けの措置は、令和8年3月31日をもって廃止されました(旧措法42の12の5①)。
- 2 常時使用する従業員の数が2,000人以下である中堅企業向けの措置は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度の適用要件について見直しが行われた上(措法42の12の5①)(※)、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止されました(旧措法42の12の5②二)。
- 3 中小企業向けの措置は、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止されたことを除き、現行制度が維持されています(旧措法42の12の5③二、措法42の12の5②)。

[上記2、3の中堅企業向け及び中小企業向けの措置の見直しのイメージ図]

		改正前		改正後	
中堅企業向け	継続雇用者給与等支給増加割合の要件	控除率	継続雇用者給与等支給増加割合の要件	控除率	
		+3%以上	10%	+4%以上	10%
		+4%以上	25%	+5%以上	15%
		—	—	+6%以上	25%
中小企業向け	雇用者給与等支給増加割合の要件	控除率	雇用者給与等支給増加割合の要件	控除率	
		+1.5%以上	15%	+1.5%以上	15%
		+2.5%以上	30%	+2.5%以上	30%
上乗せ措置	教育訓練費に係る上乗せ措置(+5% or 10%)		廃止		
	子育てとの両立支援等に積極的な企業への上乗せ措置(+5%)は維持				

※ 令和8年度税制改正の大綱では、適用期限(令和9年3月31日)の到来をもって廃止されることが示されています。

【適用時期】 令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則50)。